

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の概要

地域を支える中小企業者と農林漁業者との連携により、双方の活力を取り戻し、地域経済を活性化

1. 新法の考え方

- 業種の壁を越えた連携を促進するための、農水省・経産省による行政の壁を越えた従来にない法律
- 中小企業者と農林漁業者が共同で申請した計画を認定した場合、農水省・経産省の両省が共同で支援
- 農水省と経産省が、それぞれ100億円程度、合計で200億円以上の予算措置により支援

中小企業者と農林漁業者の連携事例

- 【商品の開発・生産】(北海道江別市)
- ・中小企業者である地元製粉業者と地元小麦生産農家等が連携し、栽培の難しい地場産小麦「ハルユタカ」を活用し、高品質な麺を開発。地域ブランド「江別小麦めん」として、年間約300万食を売り上げ、地域活性化に貢献。



江別小麦めん
パッケージ

- 【サービスの開発・提供】(福岡県岡垣町)
- ・中小企業者である旅館業者と地元農家が連携し、新サービスとして減農薬栽培農産物を活用したジャムなどの加工品販売、自然食レストランでの新メニュー、ウエディング事業を開始。年間30万人の観光客が訪れる。

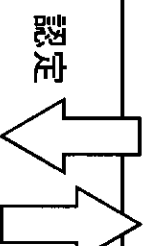


年間30万人が訪れる

2. スキーム・支援措置

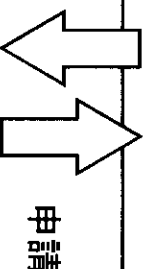
基本方針

- ・主務大臣が農工商等連携事業の促進の意義や基本的な方向等について策定。



申請

認定



農工商等連携事業計画

- ・中小企業者及び農林漁業者が共同で計画を作成。

農工商等連携支援事業計画

- ・農工商連携に対し、指導・助言等の支援を行う計画を作成。

支援措置

- 中小企業信用保険法の特例
- 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例
- 食品流通構造改善促進機構の債務保証
- 農業改良資金助成法等に基づく貸付対象を中小企業者へ拡大。償還期間・据置期間を延長。
- 設備投資減税制度の創設 (7%の税額控除又は30%の特別償却)
- 中小企業者に対する低利融資制度の創設 (中小公庫・国民公庫)

支援措置

- 中小企業信用保険法の特例 (事業計画の認定を受けた公益法人又は特定非営利活動法人は、中小企業信用保険の対象になる。)

農商工等連携促進法における支援の流れ

【①事業者への支援】

地域力連携拠点

商工会、商工会議所、県中央会、県中小企業支援センターなど、全国316カ所の地域連携拠点が、経営相談や専門家派遣を行う

ハズオン支援事務局

各地域ブロック10カ所に支援体制を整備し、専門家によるきめ細かな支援を実施

小規模企業者等設備導入資金、農業改良資金等（無利子資金）

債務保証

経営の改善

農政局・経産局等が認定

連携して
新事業展開に取り組み
中小企業者と
農林漁業者

事業計画作成

試作品開発／展示会出展等

設備投資／生産・販売・需要開拓

食料産業クラスター協議会

全国49カ所の地域の食料産業クラスター協議会において、地域の食品メーカー等の中小企業者と農林漁業者との連携を図るための出合いの場の設定や、地域の農林水産物を活用した新商品の開発・販路拡大を支援

設備投資減税

低利融資

（※）事業化の段階に応じた多様な予算措置の例

農林水産業・食品産業の発展等を図るための産学官連携による実用技術開発を競争的資金により支援

ITを活用した生産スタイルの構築など、異業種のノウハウを活用した農林漁業者の経営の効率化等を支援

試作品開発・展示会出展への支援や、品質管理体制作りの強化、生産加工ネットワークの構築など、具体的な事業化段階での支援

空き店舗活用や特産品販売サイトの立ち上げ、大企業OB等によるマーケティングに関するアドバイス、輸出促進など、販路開拓を支援

【②支援機関への支援】

農商工連携

に対し指導・助言等の支援を行うNPO、公益法人

事業計画作成

農政局・経産局等が認定

指導、アドバイス、セミナー開催等

農商工連携支援

信用保証の対象

（注）



部分は法律認定による支援

農工商等連携促進法における主な支援措置の比較

中小企業信用保険法の特例

現行

＜保険種類＞ ＜保証限度額＞
(1業者あたり)

・普通保険

2億円以内
(組合は4億円以内)

・無担保保険

8,000万円以内

・特別小口保険

1,250万円以内

・流動資産担保保険

2億円以内
(組合は4億円以内)

＜填補率(年額)＞

・普通保険.....70%

・その他の保険.....80%

小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

現行

＜貸付率＞...貸付対象額の1/2以内

本法における特例

＜保証限度額の拡大＞

(左記の現行保証限度額に加え、以下の特別枠を創設)

【特別枠】

・普通保険

2億円以内
(組合は4億円以内)

・無担保保険

8,000万円以内

・特別小口保険

1,250万円以内

・流動資産担保保険

2億円以内
(組合は4億円以内)

＜填補率(年額)の引き上げ＞

・普通保険.....80%

・その他の保険.....80%

【保証限度額の合計】
《現行の保証限度額(業者あたり)
+特別枠》

・普通保険

4億円以内
(組合は8億円以内)

・無担保保険

1,6億円以内

・特別小口保険

2,500万円以内

・流動資産担保保険

4億円以内
(組合は8億円以内)

本法における特例

＜貸付率の拡大＞...貸付対象額の2/3以内

現行

＜支援対象＞
食品の流通の合理化・高度化を図るために必要な資金について、食品流通構造改善促進機構による債務保証

現行

本法における特例

＜支援対象の拡大＞
左の事業とは別に、農林漁業者と食品の製造等を行う中小企業者が連携した取組に必要な資金について、同機構による債務保証

現行

＜対象者＞
・農業者、林業者、木材産業事業者、沿岸漁業者
・これらの組織する団体
＜償還期間/据置期間＞
10年以内/3年以内

本法における特例

＜対象者の拡大(左記に追加)＞
中小企業者(農業者等が実施する農業改良措置等を支援する取組(農業経営に必要な施設の整備等))
＜償還期間/据置期間の延長＞
12年以内/5年以内

現行

本法における特例

制度創設

機械等の取得.....特別償却(30%)
税額控除(7%)

認定事業計画の例

沖縄在来種のハイビスカス(アカバナ)を有機栽培し、花茶、エスプレッソの開発など、生産から販売まで一貫したシステムを確立
【沖縄県】



米転作物としてのハトムギの生産拡大、焙煎技術の向上や機能性付加による「はとむぎ茶」の健康飲料としてのブランド確立
【富山県】



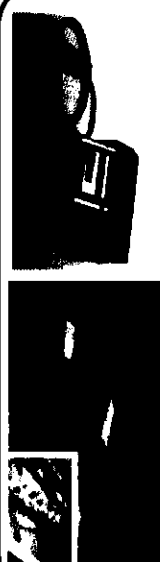
良質なタンパク質、脂肪酸、ミネラルが豊富なペポカボチャの種の本格生産と旭川ブランド「焼き菓子」の開発
【北海道】



寒冷地栽培に適した低アミロース米「ゆきのはな」の特徴を活かした「冷凍押し寿司」の開発と広域流通による販路拡大
【青森県】



豚肉の旨味であるオレイン酸を簡易測定できる装置の開発と本装置により科学的に選別された「光黄金豚」の開発【東京都】



減農薬栽培した原料を使用し、最新特許技術により加工する高付加価値な介護食品(嚥下食や薬膳がゆ)の開発
【広島県】



規格外の柿を有効利用し、機能性の高い甘味素材として期待される柿ピューレ、柿シロップの開発【福岡県】



徳島杉の間伐材と木造住宅建築技術を活用した、耐久性、断熱性等に優れる「つみきブロック工法」による企画住宅の開発【徳島県】



地場企業の食品加工技術と特産品を融合させた健康食品「完熟柿・みかんジュース」と「完熟柿ゼリー」の開発【和歌山県】



乳製品製造で培われた殺菌技術を水産物加工に応用し、風味豊かなシラス製品を開発【愛知県】

